

東京北区地域ユニオン ニュース	2013年 10月発行 NO.41	東京都北区王子3-9-12 東京北区地域ユニオン書記局発行
----------------------------	-------------------------	----------------------------------

今回のニュースは、資料の掲載上の都合から、いつもとは反対で右から左へとめくって下さい。

<p>第8回定期大会は、皆さん全員が参加する会議です</p> <p>◎日時：10月16日（水）18時15分から開催します</p> <p>◎場所：岸町ふれあい館の1階奥の第1集会室です。</p> <p>●議案書の追加提案を行います。ユニオンの規約の改定についての提案です。 ※大会終了後、場所を変えて「交流会」を予定していますので、参加を。</p>
--

■H・Sさん（北区岸町在住）が、ユニオンに加入しました。

1) 第8回定期大会（10月16日（水）、18時15分から）について

①議案の追加提案について <規約の改定について>

● 改定提案の主旨

「争議」は「職場復帰」と「職場復帰のない賠償・解決金」の2つの形で行われてきました。これまで、各種争議が賠償・解決金で解決して職場復帰しなかった場合は、毎年度の活動方針の「財政基盤の確立のために」の項で、決定している

②争議が「和解金」で解決した場合は、「解決金」等の2割をユニオンの会計に繰り入れることを、当事者との相談と承諾の上で行います。を踏まえて、当該組合員と相談と承諾得て、解決金の2割を北区ユニオンへ繰り入れて、争議解決にかかった事務費や行動費などに使用してきましたが、本来これはユニオンの規約に定めるべきものであるため、今回の大会で規約の改定として提案を行うこととします。また、これまで「職場復帰」については、明確な規定がなく、ユニオン内部の申し合わせにより運用して、基本賃金の2割の納入をしていただくこととしてきました。今回これについても規約に明確に規定することにより、当事者とユニオンとの食い違いがないようにしていきます。

● 具体的な規約の改定（案）について

規約第30条（経費）

本組合の経費は、組合費・賛同団体組合費・臨時組合費・寄付金およびその他の収入をもって当てる。

を①として、新たに②として以下の文章を定める。

②争議が解決した場合は、賠償・解決金等の2割、即時職場復帰の場合は基本賃金（税引き後）の2割を北区ユニオンの会計に繰り入れることを、当事者との相談と承諾の上で行います。

次のページへ続きます。

規約第34条（同盟罷業権の確立とその行使）

同盟罷業権の確立は、組合員及び賛同団体組合員の直接無記名投票によって、選出された代議員の直接無記名投票に基づいて過半数をもって確立されるものとする。同盟罷業権の行使は、前記同盟罷業権確立に基づいて、執行委員会の議決を得て対象たる組合員の同意に基づいて実施されるものとする。

を①として、新たに②として以下の文章を定める。

②規約第30条の②を、争議案件当該者が承認してから北区地域ユニオンは争議行為に関わるものとする。

●以上の改定は、2013年10月16日から施行する。

②2012年度会計決算と2013年度予算案については
当日に配布します。北越財政担当から提案・説明します。

③会計監査報告について

当日に配布します。永野会計監査担当から報告・説明します。

④情勢について、特に雇用と労働についての、補足資料を追加します。

具体的には、「労働者派遣法の改悪」「解雇の金銭解決制度」

「労働時間規制の適用除外」「労働移動助成金」について補足資料として追加します。3ページから10ページに掲載します。

⑤大会の議事進行について

参加者各自より、近況報告と共に議案に対する質問や意見を述べて下さい。
また、自分の闘いについて、議案を補強するように報告して下さい。

■ 組合員の皆さん集まって下さい（当面する行動日程）

10月24日（木）18時30分～ 岸町ふれあい館1階第1集会室

まなぶ北部講演会 講師：梶ヶ谷つや子さん（練馬地域ユニオン副委員長）

10月25日（金）18時30分～ 文京シビックホール（地下鉄後樂園下車）

JAL 不当解雇撤回、高裁勝利・早期解決をめざす大集会

■ 次回の執行委員会は

執行委員会 11月20日（水）18時30分～、福田事務所

■ 次回の全員対象の学習会は

学習会 11月27日（水）18時30分～、

場所は、追って案内します

テーマは「労働関係法の改悪の情勢と闘いについて」

※3ページから10ページの補足資料を活用します。